

平成26年度 第14回庁議要旨

日時：平成26年10月20日（月）

午後1時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市防災集団移転先宅地貸付料滞納整理等事務処理について（復興事業部）

本市では、防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業により集団移転団地の整備を進めており、半島部における移転先宅地の供給は本年5月から順次開始し、本年秋以降には新市街地の一部で移転先宅地の供給を開始する見込みである。

移転先宅地の供給は分譲又は貸付により行うこととしているが、新市街地の貸付料の徴収事務が本年秋以降に開始することから、今後想定される貸付料の滞納整理等の指針となる要綱を制定し、円滑かつ適法な債権回収を図ろうとするもの。

(1) 主な内容

ア 督促書の発送及び納付督促

(ア) 納入通知書の納期限到来後、未納者に督促状を発送

(イ) 未納の者には、電話、訪問及び呼出しにより納付督促の実施

イ 催告書の発送及び納付指導

(ア) 滞納額が貸付料月額12か月分以上となった未納者に催告書を発送

(イ) 未納の者には、電話、訪問及び呼出しにより2年以内の分納を含む納付指導を実施

ウ 最終催告書の発送及び納付指導

(ア) 再三の催告等に応じない未納者には、最終催告書を内容証明又は配達証明郵便により発送

(イ) 担保権者である金融機関にも滞納者宛て最終催告書の発送を通知

エ 法的措置の準備及び議案の提出

(ア) 最終催告にも応じない未納者は、支払い督促の申立て、滞納貸付料の支払い又は土地明渡し訴訟の提起、訴訟申立て前の和解の対象者として整理

(イ) 対象者には、転居及び家屋等解体に要する一定期間経過後の日に土地賃貸借契約を解除するとともに土地返還を勧告する通知を、内容証明又は配達証明郵便により発送

(ウ) 担保権者である金融機関にも、対象者宛て契約解除通告及び土地返還勧告書の発送を通知

(エ) 貸付料の調定は、契約解除日をもって停止する。

(オ) 訴訟提起に当たっては、市議会に議案提出し議決を得る。

オ 支払請求訴訟

議会の議決により訴訟を提起することに決定した者について、契約解除日から6月以内に訴訟の提起を行うものとする。

カ 各種通知書様式等

(2) 今後の予定

ア 平成26年11月 1日（土） 本要綱施行

イ 平成26年11月 3日（月） 新蛇田団地宅地供給開始式

- ウ 平成26年11月 9日(日)～(仮)新蛇田団地全体契約会(84件の予定)
- エ 平成26年11月15日(日)～ 新渡波団地宅地供給開始式
(仮)新渡波団地全体契約会(12件の予定)

2 石巻市適応指導教室の設置について(教育委員会)

石巻市適応指導教室は、学校への不適応児童・生徒が学校生活への復帰を目指すための通所施設として、平成4年に旧石巻市長公舎(住吉町一丁目)へ「けやき教室」を開設し、少人数活動を通して自己の確立と学校への復帰に向けての指導を行っていた。

けやき教室は、震災により施設が使用不能となったため、遊楽館内で運営を継続しながら適地を探したところ、宮城労働局の旧官舎用地(向陽町三丁目13番7)を平成25年度に取得し、現在、平成26年11月末の完成に向け、建設工事を進めている。

震災により使用不能となった施設を移転新築することにより、不登校児童・生徒の学習意欲、自立心、社会性等を育て、学校への自発的な復帰を促すもの。

(1) 主な内容

ア 施設の概要

- (ア) 名 称 石巻市適応指導教室(石巻市けやき教室)
- (イ) 所 在 石巻市向陽町三丁目13番7 宅地 502.72㎡
- (ウ) 施設の規模 木造平屋建て 延床面積 233.26㎡
- (エ) 開室時期 平成27年1月予定

イ 設置条例の制定

移転新築に合わせ「石巻市適応指導教室条例」を制定することにより、教育機関として位置付け、施設の名称及び位置を定めるとともに、指導の対象とする児童生徒及び事業内容を規定する。

ウ 他市町からの施設利用について

松島市及び女川町から当該施設を利用することに関して協議があったことから、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を得るものとする。また、施設の利用について、議決後、協議書を締結する。なお、東松島市及び女川町は、住民が当該施設を利用した場合、管理運営費の一部を通所人数(通所月数)に応じ、負担するものとする。

エ 在籍児童生徒数

石巻市6人、東松島市1人 計7人(平成26年9月30日現在)

(2) 今後の予定

- ア 平成26年11月 施設完成予定
- イ 平成26年12月 平成26年市議会第4回定例会へ条例案等の提案
- ウ 平成26年12月 施設引き渡し
- エ 平成26年12月 開室準備(備品搬入及び引っ越し作業)
- オ 平成27年 1月 施設使用開始、条例施行及び隣接市町との協議書締結予定

3 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金の給付額の拡充について(教育委員会)

平成24年度から、震災当時石巻市内に住所を有し、親が震災により死亡または行方不明になり、父母がいなくなった児童・生徒に対し、震災奨学金給付事業として奨学金を給付している。

奨学金の財源については、従来からあった奨学金基金を充当しており、また、本事業に対する寄附を受領した場合は、奨学金基金へ積立し、奨学金の財源として活用している。

震災奨学金給付事業に対し、多数の寄附があり、現在、給付見込み額を上回る寄附金が寄せられている。継続的に寄附をされている方もあり、今後、更に寄附金が寄せられる可能性が高いことから、寄附者の趣旨に沿った活用を図るため、給付額を拡充するもの。

(1) 主な内容

現在の給付額に加え、中学校卒業時に一人当たり300,000円、高等学校卒業時に一人当たり500,000円の一時金を支給する。なお、震災奨学金の給付が決定された者のうち、すでに中学校を卒業又は高等学校を卒業した者については、遡って支給する。

(給付額)

区分	月額	年額	備考
小学生	10,000円	120,000円	
中学生	20,000円	240,000円	卒業時に30万円の一時金を支給【改正後】
高校生	30,000円	360,000円	卒業時に50万円の一時金を支給【改正後】

(2) 今後の予定

- ア 平成26年12月 平成26年市議会第4回定例会に条例改正案を提案
- イ 施行予定年月日 平成27年1月1日

4 石巻市奨学金の貸与額の増額について（教育委員会）

石巻市出身の優秀な生徒及び学生であって能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難なものに対して学費を貸与し、有能な人材の育成を図っている。

近年、新規採用奨学生への応募が減少傾向にあることから、大学及び専修学校専門課程、高等専門学校（第4学年以上）に通う小学生への貸与額を増額することにより、より充実した就学の支援を図るもの。

(1) 主な内容

大学及び専修学校専門課程、高等専門学校（第4学年以上）に在学する者に対する奨学金貸与額の上限額を、現行の月額35,000円から、月額45,000円以内へ変更する。

ア 金額の根拠

国立大学の年間平均授業料 535,800円

(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令より)

$535,800円 \div 12ヵ月 = 44,650 \approx$ 月額45,000円

イ 現行の貸与額

- (ア) 高校生 月額15,000円以内
- (イ) 大学生 月額35,000円以内
- (ウ) 高等専門学校（第3学年まで） 月額15,000円以内
- (エ) 高等専門学校（第4学年まで） 月額35,000円以内
- (オ) 専修学校生（高等課程） 月額15,000円以内
- (カ) 専修学校生（専門課程） 月額35,000円以内

(2) 今後の予定

- ア 平成26年12月 平成26年市議会第4回定例会に条例改正案を提案
- イ 施行予定年月日 平成27年1月1日

[報告事項]

1 平成26年度石巻市市政功労表彰について（総務部）

市政功労表彰は、個人、法人、団体等で、市の行政、経済、社会その他各般にわたって市政の振興に寄与し、又は市民の模範と認められる善行があったものを表彰するもの。

(1) 主な内容

ア 被表彰者数

種別	個人	団体	合計
1 自治功労	41	0	41
2 納税功労	1	0	1
3 保健衛生功労	3	0	3
4 生活環境功労	0	0	0
5 産業功労	2	0	2
6 統計功労	3	0	3
7 教育功労	1	0	1
8 芸術文化功労	2	1	3
9 都市整備功労	0	0	0
10 社会福祉功労	2	0	2
11 治安功労	33	0	33
12 篤行	0	0	0
合計	88	1	89

イ 表彰式

日時 平成26年11月16日（日）午後2時

会場 遊楽館かなんホール

2 「みちのくALERT2014」の実施について（総務部）

陸上自衛隊では、東日本大震災における災害派遣活動の教訓を踏まえ、自治体及び関係機関と連携し、東北方面隊（米国及び豪州との共同訓練を含む。）の震災対処能力の向上を図るため、「みちのくALERT2014」を実施する。

本市においては、自衛隊の大規模災害対応実動訓練を支援するとともに、災害時における災害派遣活動が円滑に行えるよう、自衛隊との情報連絡体制及び連携強化の確立を図るもの。

(1) 主な内容

ア 実施日時 平成26年11月6日（木）～9日（日）4日間

イ 実施場所 東北地方太平洋沿岸4県を会場

ウ 主催 陸上自衛隊東北方面総監部

エ 内容 3. 11東北地方太平洋沖地震発生時の災害規模を想定し、情報伝達、人命救助、物資輸送、インフラ復旧等の実動訓練を実施するもの

オ 石巻市実施分

(ア) 連絡員派遣（401会議室の提供）

(イ) 航空偵察

(ウ) 津波避難ビル救助訓練（宮城エクスプレス）

(エ) 離島（田代島・網地島）住民避難・物資輸送・インフラ復旧・画像伝送

(オ) 医療機関との連携（専修大学グラウンド）ヘリから石巻赤十字病院への患者搬送

- (カ) 橋梁架設（飯野川橋上流）市長の渡り初め式参加調整中
- (2) 今後の予定
 - 住民への周知を図る。
 - ア 市報への掲載
 - イ 離島住民及び専修大学付近住民へのチラシ配布

3 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法」等の一部改正により、児童扶養手当と年金の併給調整の見直しが行われたことに伴い、石巻市消防団員等公務災害補償条例についても同様に改正し、これまで同様に適正な支給を図るもの。

(1) 主な内容

本条例附則第5条第7項は、本条例と児童扶養手当法による給付の調整に係る特例規定を定めたものであるが、同法及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正により適用条項の整理を行うもの。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第4回定例会に条例改正を提案
- イ 平成26年12月1日から適用予定

[その他]

1 平成26年度石巻市総合防災訓練内容及び参加者数等の速報について（総務部）

平成26年度石巻市総合防災訓練内容等の速報について、総務部長から報告があった。

- (1) 実施日時 平成26年10月19日（日）
 - 午前7時35分 地震発生
 - 午前7時40分 大津波警報発表
 - 午前8時10分 津波到達予想時刻
- (2) 訓練概要 初動確認、避難訓練、通信訓練（災害に強い情報連携システム等による通信）、訓練の研究（インターネットアンケート採用）
- (3) 訓練参加者数

区分	人口（9月末）	参加者数	参加率
本庁	103,340人	4,613人	4.5%
河北総合支所	11,309人	1,923人	17.0%
雄勝総合支所	2,250人	474人	21.1%
河南総合支所	19,313人	1,474人	7.6%
桃生総合支所	7,874人	1,565人	19.9%
北上総合支所	2,796人	385人	13.8%
牡鹿総合支所	3,232人	519人	16.1%
合計	150,114人	10,953人	7.3%

※平成25年度参加率（確定値）8.4%

2 第23回かなんまつりの開催について（河南総合支所）

第23回かなんまつりが次のとおり開催されることとなった旨、河南総合支所長から報告があった。

- (1) 開催日時 平成26年11月1日(土) 午前9時20分から午後3時まで
- (2) 開催場所 石巻市遊楽館 ※環境フェア2014と同時開催
- (3) 開催内容 演歌と舞踊ショー、歌と踊りの祭典、ブラスバンド演奏、民俗芸能発表、生産者直売市、河南の食材を使った料理の試食コーナーほか

3 第3回石巻市民食育健康フェスティバルの開催について(健康部)

第3回石巻市民食育健康フェスティバルが次のとおり開催されることとなった旨、健康部長から報告があった。

- (1) 開催日時 平成26年10月26日(日) 午前10時から午後2時30分まで
- (2) 開催場所 石巻市遊楽館
- (3) 開催内容 食育講演会、体験コーナー、お楽しみ試食コーナー、展示コーナー、相談コーナーほか

以上